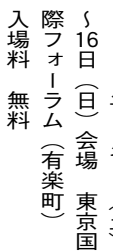


(第2回食育総合展)



「体験型」の催し

前回（2004年1月）は2日間で1万8000人の参加者があり大盛況（写真上）。小泉首相も飛び入り参加してニュースにもなりました。

「なつかしい未来へ」の
誘い。「自分のある食」へ、
「健康な食」へ、「温故知

…その内容は？

前文・条文(全三十二条)からその理念と施策を紹介しましょう。

（▼が、特に注目したい食育の推進理念と施策です）

「もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものである」が、とりわけ「子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものである」。子どもたちが「生きる力を身につけていくた

実践することができる人間を育てる食育を推進する」。国民の食生活においては、肥満や生活習慣病など「新たな『食』の安全上の問題や、『食』の海外への依存の問題が生じており」、さらには「先人からはぐく

て、健全な食生活を実現すること」が求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、『食』に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進、並びに食料自給率の向上に寄与すること」が期待されている。

地域社会の「多様な主体の参加と協力を得」て「その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならぬ」（第四条）

「食育は、家庭が食育において重要な役割を有していること」さらに「教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し」積極的に食育活動に取り組むこと（第五条）。

要な役割を担うべき関係者として、「教育関係者及び農林漁業者等」の責務を条文化している(第十一条)。

教育関係者等は、食への関心・理解の増進のため、「あらゆる機会と場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者が行う食育の推進活動に協力する」。

農林漁業者等は、「農林

団体の「責務」を条文化。
食品関連事業者等は、「基本理念」のつとり、その事業活動に關し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体の食育推進に關する活動に協力するように努めるものとする」(第十条)。

【基本的施策】
国及び地方公共団体が講ずべき「基本的施策」として、
「家庭における食育の推進」を支援するため必要な施策を講じること。例えば「親子で参加する料理教室」「健康美に関する知識の啓蒙」など。（第十九条）
「学校、保育所等における食育の推進」

伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等、我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の施策を講ずるものとす」(第二十四条)

※ ※

「食育基本法」の目指すところは、地域の食・農・教の関係者が相互に連携協

協 地域に根ざ
6号
文
37号・2
食育
地域

に根ざした
コンクリートの
004年3月号
農林水産省が提
厚労三省連携で
を推進するコン
度、全286の
れた表彰事例を

● 400円

2003

唱し、農水・文科・全国的に多様な食育スクール。2003年心算のなかから選ば紹介する特集号。

農文協 〒107-8668 東京都港区赤

文部科学省・食生活学習
教材「食生活を考えよう」

小学5年生・中学1年生用（全員に配布）

食育のための教科書といえる教材の企画・構成・編集に農文協が協力（詳細は「食文化活動36号」に活用実践も含めて紹介）

〈編集・出版協力〉

農林水産省・子ども農業白書

農林水産省の若手チームがストリーからイラストまで制作。食べものがないもう一つの世界で卓也がさまざまな体験をし、「いたただきます」が言えるようになるまでを描く。(農文協が編集出版に協力を) 力、定価1000円(頒布)

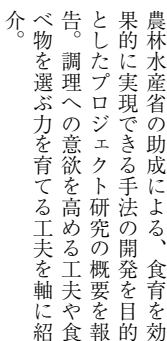


食を軸に、領域を越えた健康・福祉・教育の地域連携活動を推進する情報交流誌。学校・地域・家庭をつなぐ「食」のネットワークづくりにお役立てください。

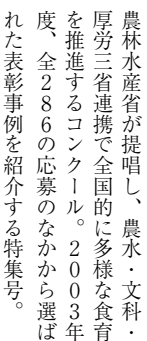


「食育推進手法の実証的研究助成2003」

● 400 円



400



36号 文部科学省「食生活学習教材」活用実践集

35号 地域に根ざした食生活コンクール2003

34号「地産地消」の学校給食実践事例集

33号 地域に根ざした食生活推進コンクール2001

価格は税込